

# 新座市大規模災害業務継続計画

令和6年3月

新座市

## 目次

### 第1章 業務継続計画の基本的事項

1 業務継続計画の必要性	1
2 業務継続計画の効果	1
3 業務継続計画に必要な6要素	2
4 地域防災計画との関係性	2
5 業務継続計画の対象業務	4

### 第2章 業務継続計画の基本方針

1 業務継続に当たっての基本方針	5
2 業務継続計画の適用範囲・対象	5
3 業務継続計画の発動及び解除	5
4 非常体制と業務継続計画	6
5 緊急初動体制と業務継続計画	10
6 業務継続計画の点検及び見直し	11

### 第3章 被害想定

1 想定地震	13
2 市域の被害の想定	13
3 庁舎の被害想定	14

### 第4章 非常時優先業務

1 非常時優先業務の定義	15
2 非常時優先業務の選定	17
3 非常時優先業務の選定基準	17
4 非常時優先業務の選定結果	18
5 休止業務の取扱い	18
6 非常時優先業務の実施体制	18

### 第5章 業務資源の検証と対策

1 職員	19
2 庁舎及び執務環境	21
3 電力	22
4 通信	23
5 情報システム	23
6 食糧、水、トイレ	23

# 第1章 業務継続計画の基本的事項

## 1 業務継続計画の必要性

大規模災害（※）発生時には、市は、市民の生命、身体及び財産を保護するために、応急対策業務及び早期に実施すべき復旧業務を実施する役割を担うとともに、通常業務を継続又は早期再開させることで、市民生活の安定化を図る重要な役割も担うこととなる。

他市町村による過去の大規模災害では、業務継続に支障を及ぼす庁舎の被災や停電等の事例が報告されており、今後、首都直下地震等の大規模災害が発生した場合には、本市においても同様の事態が生じ、職員、物資、情報、ライフライン等に大きな制約を受けることが想定される。

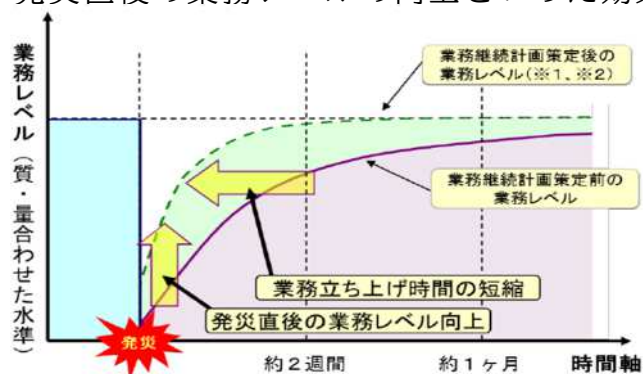
そうした状況下においても、市の業務を継続し、市民への影響を最小限にとどめるために新座市大規模災害業務継続計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、見直しを行っていく。

※業務継続計画内における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条に定めるものとする。

## 2 業務継続計画の効果

発災後、庁舎や設備、職員が被災し、また、急増する応急対策業務に圧迫され、市の行政サービスは著しく低下する。

そこで、あらかじめ想定される業務の執行体制や対応手順、業務継続に必要な資源を整理しておくことで、下図に示すように、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの向上といった効果を得ることができる。



「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（内閣府・令和5年5月）を基に一部加筆

※1 業務継続計画の策定により、資源制約がある状況下においても、非被災地からの応援や外部機関の活用に係る業務の実効性を確保することができ、受援計画等と相まって、100%を超える業務レベルも適切かつ迅速に対応することが可能となる。

※2 訓練や不足する資源に対する対策等を講じて計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていくことが求められる。

### 3 業務継続計画に必要な6要素

業務継続計画では、平成27年5月に内閣府（防災担当）から示された「市町村のための業務継続計画作成ガイド」に基づき、特に重要な6要素を明記する。

なお、要素ごとの詳細については、後述の章で記載する。

#### 《業務継続計画の特に重要な6要素》

(1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	首長が不在の場合の職務の代行順位を定める。また、災害時の職員の参集体制を定める。 ・緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠。 ・非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要。
(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。 ・地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もある。
(3) 電気、水、食料等の確保	停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。 ・災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。 ・孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合もある。
(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	断線、ふくそう等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。 ・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。
(5) 重要な行政データのバックアップ	業務の遂行に必要な重要な行政データのバックアップを確保する。 ・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。
(6) 非常時優先業務の整理	非常時に優先して実施すべき業務を整理する。 ・各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。

出典：「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（内閣府・平成27年5月）

### 4 地域防災計画との関係性

「新座市地域防災計画」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、新座市防災会議が作成するものであり、市、防災関係機関、事業者及び市民が取り組む必要のある震災予防、応急対策、復旧・復興対策等について実施すべき事項を総合的に定めるものである。

「新座市地域防災計画」においては、庁舎や職員の被災想定や市の通常業務の遂行体制については明記されていない一方で、「業務継続計画」は、庁舎や職員の被災を想定し、職員、物資、情報、ライフライン等に制約がある中で、応急対策業務や優先度の高い通常業務を遂行できる体制をあらかじめ整理し、「新座市地域防災計画」を補完するものである。

地域防災計画と業務継続計画の主な相違点は、下表のとおりである。

表 地域防災計画と業務継続計画の関係（主な相違点）

	地域防災計画	業務継続計画
作成主体等	・地方防災会議が作成し、都道府県、市町村、防災関係機関等が実施する計画である。	・都道府県又は市町村が作成し、自らが実施する計画である。
計画の趣旨	・災害対策基本法に基づき、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	・発災時に必要資源に制約がある状況下にあっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする（実効性の確保）ための計画である。
行政の被災	・行政の被災は必ずしも想定する必要はないが、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保については計画に定める必要がある。	・行政の被災を想定（庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価）し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要がある。
対象業務	・災害対策に係る業務（災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興）を対象とする。	・非常時優先業務を対象とする（災害応急対策、災害復旧・復興業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる。）。
業務開始目標時間	・業務開始目標時間は必ずしも定める必要はない（一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もある。）。	・非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する。）。
業務に従事する職員の水・食料等の確保	・業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必ずしも記載する必要はない。	・業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保について検討の上、記載する必要がある。

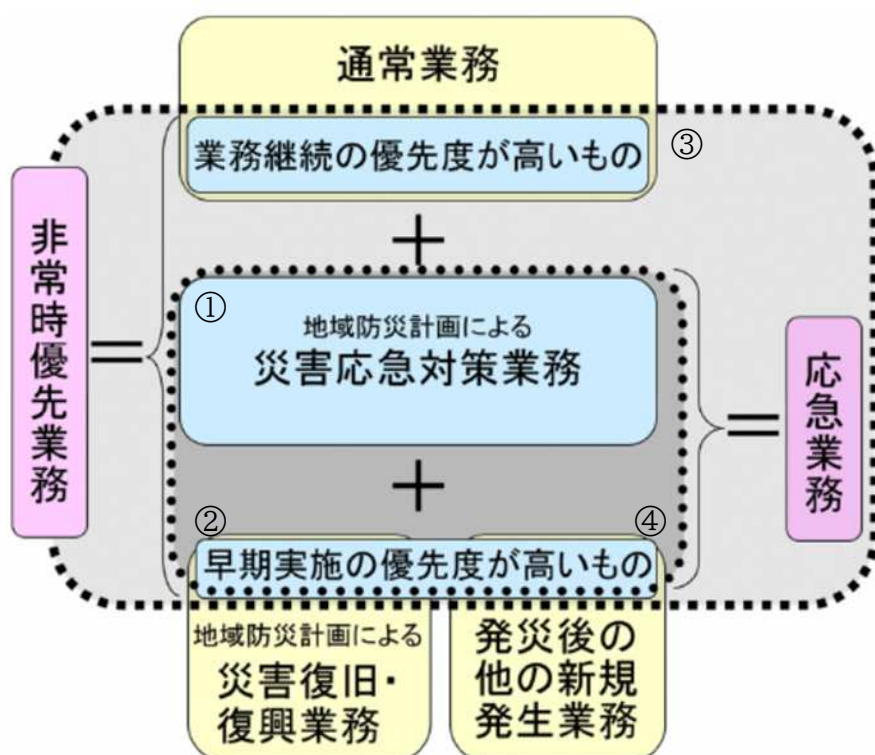
出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を基に一部加筆（内閣府・令和5年5月）

## 5 業務継続計画の対象業務

業務継続体制を検討するに当たっては、大規模な災害発生時にあっても優先して実施すべき業務である「非常時優先業務」を特定する必要がある。

「非常時優先業務」とは、下図のとおり、「①災害応急対策業務」、「②早期実施の優先度が高いもの（災害復旧・復興業務）」及び「③業務継続の優先度が高い通常業務」の他、「④早期実施の優先度が高いもの（発災後の他の新規発生業務）」に区分することができる。

なお、非常時優先業務の選定については、「第4章 非常時優先業務」に考え方を記載し、資料編に選定結果を記載する。



「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（内閣府・令和5年5月）を基に一部防筆

## 第2章 業務継続計画の基本方針

### 1 業務継続に当たっての基本方針

本市の業務継続に当たっての基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 災害発生時は、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、行政の機能低下に伴う、住民の生活や経済活動への影響を最小限にとどめるため、応急対策業務を中心とした非常時優先業務を最優先に実施する。
- (2) 非常時優先業務以外の業務については、積極的に休止・抑制する。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開を目指す。
- (3) 被災後の職員の業務体制に配慮し、必要な人員の確保及び庁舎、電力、通信等の業務資源の確保を図り、非常時優先業務を効果的・効率的に実施するための体制を確立する。
- (4) 被災状況に応じた弾力的な運用とする。
- (5) 計画期間を発災からおおむね1か月間とする。

### 2 業務継続計画の適用範囲・対象

業務継続計画の適用範囲は、市職員が実施している業務とする。

また、業務継続計画の対象となる組織は、市役所庁舎内の各部局（室）、出先機関を含めるものとする。

なお、市は、業務の一部を外部業者や指定管理者に委託している場合があるが、そのような場合には、市が行う業務全体の継続性が担保されるよう、これらの組織に対して、市の業務継続体制と整合のとれた業務継続体制を確保するよう平時から調整するものとする。

### 3 業務継続計画の発動及び解除

災害対策本部長（市長、以下「本部長」という。）は、災害対策本部の設置後、被害状況に鑑み、発動の可否を検討する。その他、本部長が必要と認めたとき、その発動を指示する。

本部長は、非常時優先業務の進捗状況に関する報告に基づき、業務継続計画に基づく活動体制の解除について決定する。ただし、解除前においても、業務の進捗状況に応じて、休止した通常業務を順次再開できるものとする。

なお、本部長に事故があるときは、副本部長（副市長、教育長）が代理する。

## 本部長の職務代行順位（重要事項の決定）

第1順位	副市長
第2順位	教育長
第3順位	危機管理監

### 4 非常体制と業務継続計画

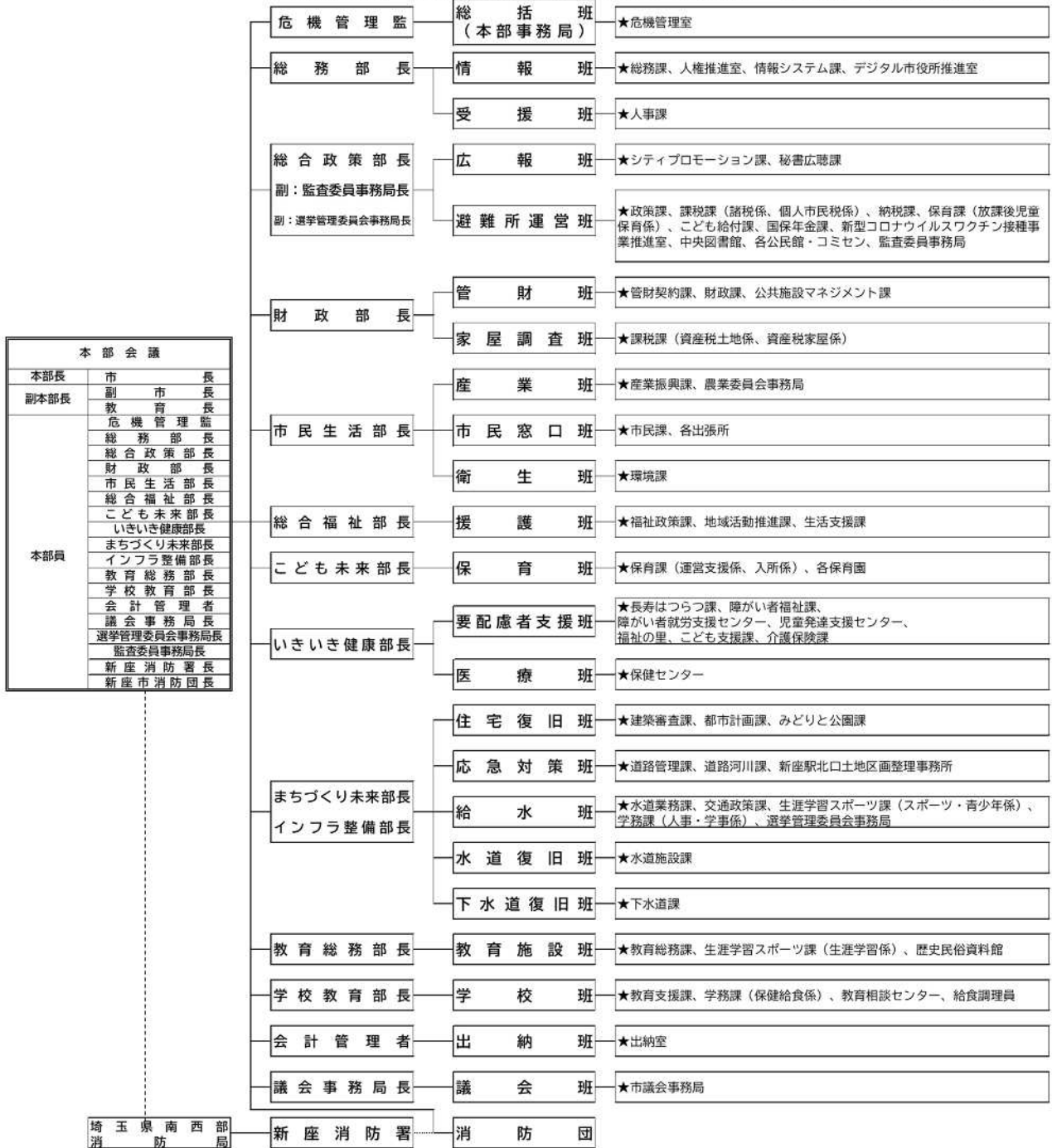
開庁時に災害が発生した場合、市職員は「新座市地域防災計画」に基づく活動体制をとる。

市域に震度6弱以上の地震が発生又は風水害時において第四次防災体制（非常体制第1号）の動員配備に移行した場合、災害対策本部が設置され多くの職員が災害対応にあたる非常体制をとる。この際、各所属は、災害対策本部事務分掌業務（各班における応急対策業務（次頁表参照））を最優先に実施するとともに、各所属における「優先度の高い通常業務」を実施しなければならない。各所属は業務の必要性を考慮し、正規職員だけでなく会計年度任用職員の災害時での任用を検討する。

各所属長は、優先度の高い通常業務を管理し、人員の不足等、応援の要請を行う場合については、災害時の応急対策業務を記載する「新座市災害時活動マニュアル」を準用し、受援班（人事課）と調整するものとする。また、職員の応援を必要と判断した場合、各所属は同マニュアルに基づき、「第6様式 応援職員要請書」（同マニュアル資料編参照）を受援班（人事課）へ提出する。



非常体制（災害対策本部事務局）組織表 ★印は、班長課を示す。



## 新座市地域防災計画における活動体制と配備基準（地震）

活動体制		配備基準	活動内容	配備人員	災対本部設置
警戒体制	1号配備	○原則として市域に震度5弱の地震が発生したとき ○その他、市長が必要と認めたとき	災害の要因が発生した場合、主に情報の収集及び報告並びに警報等の伝達を任務として活動する体制	・指定する幹部職員 ・各班の中で指定する所属の職員	×
	2号配備	○原則として市域に震度5強の地震が発生したとき ○その他、市長が必要と認めたとき	災害が発生した場合に、主に被害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する体制	・幹部職員全員 ・1号配備人員に加えて、各所属においてあらかじめ指定する職員	×
非常体制		○原則として市域に震度6弱以上の地震が発生したとき ○その他、市長が必要と認めたとき	対策本部の全職員を動員し、本市の組織及び機能の全てを挙げて、救助その他の応急対策を推進する体制	全職員	○

## 新座市地域防災計画における活動体制と配備基準（風水害）

活動体制	配備基準	活動内容	配備人員				
第三次 防災体制 (緊急体制)	<p>○以下のいずれかの基準を満たし、本部長(市長)が、高齢者等避難を発令する必要があると認めた場合 (避難場所を開設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">洪水の基準</th> <th style="text-align: center;">土砂災害の基準</th> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>以下のいずれかに該当した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○柳瀬川(清柳橋)で避難判断水位に達した場合</li> <li>○荒川(治水橋)で氾濫危険水位に達した場合</li> <li>○黒目川(浜崎)で氾濫危険水位に達するとともに、以降も水位上昇が見込まれる場合</li> <li>○黒目川の現地確認において必要性を認めた場合</li> <li>○防災情報提供システムにおける流域雨量指数の2時間後までの予測値が警報基準を大きく超える(基準Ⅲ)とともに、以降も水位上昇が見込まれる場合</li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○埼玉県及び気象庁から土砂災害警戒情報が発表された場合</li> </ul> </td> </tr> </table>	洪水の基準	土砂災害の基準	<p>以下のいずれかに該当した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○柳瀬川(清柳橋)で避難判断水位に達した場合</li> <li>○荒川(治水橋)で氾濫危険水位に達した場合</li> <li>○黒目川(浜崎)で氾濫危険水位に達するとともに、以降も水位上昇が見込まれる場合</li> <li>○黒目川の現地確認において必要性を認めた場合</li> <li>○防災情報提供システムにおける流域雨量指数の2時間後までの予測値が警報基準を大きく超える(基準Ⅲ)とともに、以降も水位上昇が見込まれる場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○埼玉県及び気象庁から土砂災害警戒情報が発表された場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○速やかに避難場所を開設する。</li> <li>○総括班が統括に専念する体制とするため、電話対応等、防災体制を整備する。</li> <li>○必要に応じて関係部局間において調整会議を行う。</li> <li>○避難指示を要する場合、災害対策本部員会議の開催を検討するとともに、第四次防災体制に備える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○下記の所属の全職員 総括班(危機管理室) 応急対策班(道路管理課、道路河川課) 下水道復旧班(下水道課)</li> <li>○下記の所属のうち所属部長が必要と認めた職員 情報班(総務課) 広報班(シティプロモーション課) 支援班(人事課) 援護班(福祉政策課) 要配慮者支援班(長寿はつらつ課、介護保険課及び障がい者福祉課) 医療班(保健センター) 住宅復旧班(みどりと公園課)</li> <li>○閉庁時に開設する避難所運営は、緊急初動職員のうち、総括班(危機管理室)があらかじめ指定した者とし、翌開庁時、避難場所の開設が3日間以上となる場合又は第四次防災体制となる場合、避難所運営班がこれを引き継ぐものとする。</li> <li>○消防団長が必要と認める消防団員</li> </ul>
洪水の基準	土砂災害の基準						
<p>以下のいずれかに該当した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○柳瀬川(清柳橋)で避難判断水位に達した場合</li> <li>○荒川(治水橋)で氾濫危険水位に達した場合</li> <li>○黒目川(浜崎)で氾濫危険水位に達するとともに、以降も水位上昇が見込まれる場合</li> <li>○黒目川の現地確認において必要性を認めた場合</li> <li>○防災情報提供システムにおける流域雨量指数の2時間後までの予測値が警報基準を大きく超える(基準Ⅲ)とともに、以降も水位上昇が見込まれる場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○埼玉県及び気象庁から土砂災害警戒情報が発表された場合</li> </ul>						
第四次 防災体制 1号配備 (非常体制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○洪水に関する前兆現象又は災害が発生し、本部長(市長)が、避難指示を発令する必要があると認めた場合</li> <li>○その他、本部長(市長)が必要と認めた場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策本部の設置を前提とする。</li> <li>○災害対策本部事務局スペースとして、関係部署及び防災関連団体の職員が一堂に会する事務スペースを確保する。</li> <li>○避難所として長期間の開設を前提に体制を整備する。</li> <li>○情報収集・伝達、水防、輸送、医療救護等の災害対策活動が円滑に行える体制とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○毎年度当初に所属ごとに作成する動員計画に基づく職員(全職員対応ではない所属については、半数程度)</li> <li>○全消防団員</li> </ul>				
第五次 防災体制 2号配備 (非常体制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本部長(市長)が、全職員で対応する必要性を認めた場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本市の組織及び機能の全てをあげて活動する体制とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全職員</li> <li>○全消防団員</li> </ul>				

## 5 緊急初動体制と業務継続計画

閉庁時<sup>※</sup>に、震度6弱以上の地震が発生した場合又は風水害時（開庁時・閉庁時を問わない）において第三次防災体制以上の配備が想定される場合、各職員は「新座市緊急時初動マニュアル（平成26年10月）」に基づき、あらかじめ指定された場所へ出動する（緊急初動職員）。避難場所に参集指定された職員は、避難場所を早期開設し、自主防災会等を主体とした避難所運営を軌道に乗せるため、最大で3日間程度、避難場所開設に従事するものとする。

その後、避難所運営が落ち着いた段階で応急対策業務又は優先度の高い通常業務を実施するため、参集状況によって、避難所運営に必要な職員数を残し、避難場所の統合を行うことで、順次、職員を市役所へ移動させるとともに、避難所運営班へ引き継ぐことで、各班を構成し非常体制への移行を図る。

また、避難場所に参集指定された職員であっても、早期に応急対策業務を実施する必要のある市民窓口班（被災者台帳作成、安否確認等の問合せ対応）、衛生班（避難場所トイレ対応、災害廃棄物対応）、援護班（食料・生活必需品の確保、管理、輸送）、要配慮者支援班（避難行動要支援者の安否確認、福祉避難所開設）、産業班（帰宅困難者対応）は、優先的に避難場所から市役所に移動させるものとする。

非常時優先業務の遂行に支障が出ないように配慮する必要があることから、危機管理室長は、職員の人事異動時期等と併せ、随時、新座市緊急時初動マニュアルの見直しを行う。

なお、職員の参集予測については、「第5章 業務資源の検証と対策」とともに、その予測結果については資料編を参照とする。

※業務継続計画における開庁時・閉庁時の定義は、次のとおりとする。

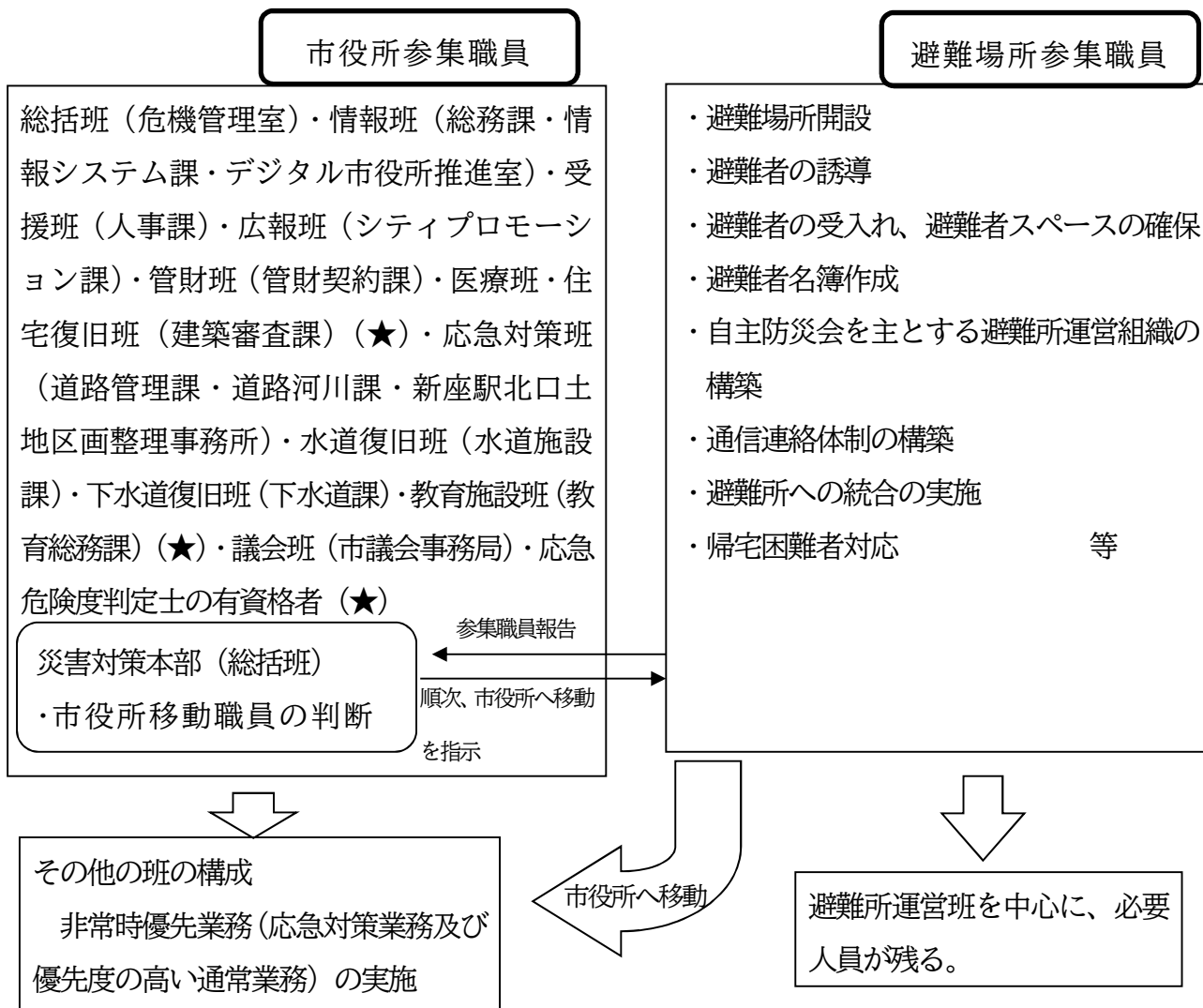
開庁時 平日（祝祭日、年末年始を除く。）

午前8時30分から午後5時15分まで

閉庁時 開庁時以外の時間

休日・夜間開庁時間も閉庁時とする。

緊急初動職員の参集先（令和5年10月1日現在）



注1：★印の所属は地震発生時、市役所に参集するが、風水害発生時はあらかじめ決められた避難場所に参集する。

注2：児童発達支援センターの職員は地震発生時、同施設に参集するが、風水害発生時はあらかじめ決められた場所に参集する。

## 6 業務継続計画の点検及び見直し

### (1) 点検

市の全職員が非常時優先業務の重要性を理解し、一人ひとりの職員に課せられた役割を果たすことができるよう、平常時から災害時の業務を想定したシミュレーションを行うとともに、その対応能力の向上に努めるものとする。

各所属長は、所属職員への指導・助言を行うとともに、社会状況の変化や人事異動による各所属職員の役割や業務の取扱い方法等が変わる度に、非常時優先業務の内容を点検する。

また、職員の防災訓練等において、明らかとなった問題点等は危機管理室で業務継続計画への反映を行う。

## (2) 見直し

点検の結果、以下に挙げるような事項について、変更があった場合、該当所属長は危機管理室長へ報告し、業務継続計画の見直しを依頼するものとする。

- ・業務内容、業務の目標レベル
- ・業務開始目標時間
- ・業務に必要なシステム
- ・業務マニュアル

危機管理室長は、業務継続計画の内容について、改訂や廃止等が必要と判断した場合、速やかにその内容について、関係課等と協議・検討する。

特に、「新座市地域防災計画」に修正があった場合、その内容を業務継続計画へ反映させるものとする。

### 第3章 被害想定

#### 1 想定地震

業務継続計画内の想定地震は、「新座市地域防災計画」に位置付けられている『中央防災会議が想定している、「どこの場所の直下でも発生する可能性のあるフィリピン海プレート内の地震（Mw7.3）」及び「地表断層が不明瞭な地殻内の地震（Mw6.8）」』とする。

#### 2 市域の被害の想定

「1 想定地震」が実際に発生した場合、以下の表のとおり被害が生じると考えられる。

項目		被害内容		条件	単位	被害数量
建物	木造	揺れによる	全壊数	—	棟	4,364
			半壊数	—	棟	8,468
	非木造	揺れによる	全壊数	—	棟	205
			半壊数	—	棟	562
		急傾斜地崩壊による	全壊数	—	棟	1
			半壊数	—	棟	3
		火災焼失	最大	棟	138	
ライフライン	上水道	断水人口	1日後	人	12,861	
	下水道	機能支障人口	直後	人	24,308	
	都市ガス	供給停止件数	直後	件	6,890	
	電力	停電世帯数	1日後	世帯	320	
	電話	不通回線数	1日後	回線	88	
人的被害	死者数		朝5時	人	302	
	負傷者数		朝5時	人	1,964	
	避難者数（当日・1日後）		最大	人	12,458	
	避難者数（1週間後）		最大	人	11,989	
	避難者数（1か月後）		最大	人	9,702	
	帰宅困難者数		最大	人	11,623	
災害廃棄物量	災害廃棄物重量		最大	トン	503,323	
	災害廃棄物体積		最大	m <sup>3</sup>	819,278	

「新座市地域防災計画」より抜粋

注1：ライフライン等の一部想定結果は、「埼玉県地震被害想定調査報告書」（平成26年3月）より

注2：風水害による被害想定は、「新座市洪水・土砂災害ハザードマップ」を参

### 3 庁舎の被害想定

業務継続体制を確保するためには、庁舎の建物被害及び電力、通信等のライフラインの被害状況の程度が大きく影響する。

そこで、あらかじめ庁舎に係るライフラインの被害及び復旧の想定を行う。内閣府が取りまとめた「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）（平成25年12月）」やライフライン事業者の見込みを参考に、期間を想定する。

なお、市役所庁舎は行政サービスの中核であり、災害時においても災害対策本部が設置される重要拠点であることから、被災した場合、各ライフライン事業者に対し、優先的な復旧を依頼するものとする。

#### <ライフラインの被害（復旧）想定>

項目	被害状況（復旧予想）	出典
電力	1週間停止 又は1週間以上、計画停電	民間事業者への問合せによる
電話 （固定電話）	短期間 又は輻輳状態が続き、繋がりにくい	民間事業者への問合せによる
上水道	1週間停止	新座市水道事業災害時対応マニュアルによる
下水道	1か月停止	新座市下水道事業業務継続計画による
ガス	1週間停止	民間事業者への問合せによる
交通機能	鉄道は被害や安全確認等により、復旧に1週間程度要する	民間事業者への問合せによる



## 第4章 非常時優先業務

### 1 非常時優先業務の定義

発災直後は行政機能が著しく混乱するため、市が実施する必要がある業務の着手時間等をあらかじめ検討しておくことで、円滑に災害対応を図るものとする。

「非常時優先業務」とは、「新座市地域防災計画」に定めのある応急対策業務及び復旧・復興業務に加えて、通常時の市の全業務を対象に、発災後のいつ頃までに業務を開始又は再開すべきかを検討した結果、発災後遅くとも1か月以内に開始又は再開すべき業務として選定されたものを指す。

なお、非常時優先業務の着手時間は、発災後の状況下において業務が実施可能かという「可能性」の視点ではなく、市民にとって当該業務が開始される必要があるかという「必要性」の視点から設定する。

表 業務開始目標時間別の業務の整理基準表

業務開始目標時間	該当する業務の考え方	代表的な業務例 (災害応急対策業務及び継続通常業務)
3時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員及び家族の安全確保</li> <li>・初動体制の確立</li> <li>・被災状況の把握</li> <li>・救助・救急の開始</li> <li>・避難所の開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 災害対策の根幹となる体制立ち上げ（人、場所、通信、情報等）</li> <li>b. 被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）</li> <li>c. 発災直後の火災等対策業務（消火、避難・警戒・誘導処置等）</li> <li>d. 救助・救急体制確立に係る業務（応援要請、部隊編成・運用）</li> <li>e. 避難所の開設、運營業務</li> <li>f. 組織的な業務遂行に必須な業務（幹部職員補佐、公印管理等）</li> </ul>
1日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急活動（救助・救急以外）の開始</li> <li>・避難生活支援の開始</li> <li>・重大な行事の手続き</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 短期的な二次被害予防業務（土砂災害危険箇所における避難等）</li> <li>b. 市区町村管理施設の応急復旧に係る業務（道路、上下水道、交通等）</li> <li>c. 衛生環境の回復に係る業務（防疫活動、保健衛生活動等）</li> <li>d. 災害対策活動体制の拡充に係る業務（応援受入れ等）</li> <li>e. 遺体の取扱い業務（収容、保管、事務手続き等）</li> <li>f. 避難生活の開始に係る業務（衣食住の確保、供給等）</li> <li>g. 社会的に重大な行事等の延期調整業務（選挙等）</li> </ul>
3日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者への支援の開始</li> <li>・他の業務の前提となる行政機能の回復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 避難生活の向上に係る業務（入浴、メンタルヘルス、防犯等）</li> <li>b. 市街地の清掃に係る業務（ごみ・瓦礫処理等）</li> <li>c. 災害対応に必要な経費の確保に係る業務（財政計画業務等）</li> <li>d. 業務システムの再開等に係る業務</li> </ul>

2週間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧・復興に係る業務の本格化</li> <li>・窓口行政機能の回復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等）</li> <li>b. 産業の復旧・復興に係る業務（農林水産、商工業対策等）</li> <li>c. 教育再開に係る業務</li> <li>d. 金銭の支払、支給に係る業務（契約、給与、補助費等）</li> <li>e. 窓口業務（届出受理、証明書発行等）</li> </ul>
1ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他の行政機能の回復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. その他の業務</li> </ul>

出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を基に一部加筆（内閣府・令和5年5月）

## 2 非常時優先業務の選定

本市の非常時優先業務の選定は、以下のとおりとする。

### (1) 応急対策業務及び復旧・復興業務

「新座市地域防災計画」に定める災害対策本部（非常体制）の事務分掌は、全て非常時優先業務に位置付ける。

なお、これらの業務について、活動項目ごとの活動手順を「新座市災害時活動マニュアル（平成25年3月策定）」に定めている。

### (2) 通常業務

通常時の市の業務について、市民の生命・生活・財産・経済活動等を守るため、または、市の行政機能を維持するため、発災後1か月間以内に業務を開始又は再開すべきと各所属で判断を行った業務を非常時優先業務に位置付ける。

各所属長は、通常業務に係る非常時優先業務について、平常時から各業務の実施マニュアル等を整備し、発災時に円滑に遂行できるようにするものとする。

なお、市の業務とは、「新座市事務分掌規則」等を基本とする。

## 3 非常時優先業務の選定基準

各業務を評価し、非常時優先業務としてAからEの優先順位を付ける。基準及び内容は、以下のとおりとする。

基準	内容
A	発災後、 <u>当日中（直ちに）</u> 着手しないと、市民の生命・生活及び財産に重大な影響を及ぼすことから、優先的に実施する必要がある業務
B	発災後、 <u>3日以内</u> に着手しないと、市民の生命・生活及び財産に相当の影響を及ぼすことから、優先的に実施する必要がある業務
C	発災後、 <u>1週間以内</u> に着手しないと、市民の生命・生活及び財産に影響を及ぼすことから、優先的に実施する必要がある業務
D	発災後、 <u>2週間以内</u> に着手しないと、市民の生命・生活及び財産に影響を及ぼすことから、早期に実施する必要がある業務
E	発災後、 <u>1か月以内</u> に着手すれば市民の生命・生活及び財産に影響を及ぼさないと見込まれる業務
F	発災後、1か月以内に着手しなくとも、市民の生命・財産に影響を及ぼさないと見込まれる業務

#### 4 非常時優先業務の選定結果

非常時優先業務の選定結果については、資料編を参照とする。

#### 5 休止業務の取扱い

通常業務のうち、非常時優先業務に選定されない業務は、発災後1か月間、休止又は延期する「休止業務」に位置付ける。

休止業務は、基本的には業務の遂行を停止するものであるが、当該業務について何らかの対応が求められる場合には、個別の案件ごとに緊急性及び必要性を判断し、状況に応じて業務を行うものとする。

また、非常時優先業務に位置付けられる応急対策業務の縮小に伴い、応急対策業務に支障をきたさない範囲で順次、休止業務を再開することとなるが、円滑に業務再開が進められるように、休止中においても再開に向けた事務処理を必要に応じて行うものとする。

#### 6 非常時優先業務の実施体制

災害対策本部の設置基準を満たした場合、7ページの非常体制に速やかに移行する。

## 第5章 業務資源の検証と対策

### 1 職員

#### (1) 参集体制

職員は、非常時優先業務を遂行するために最も欠かすことのできない重要な「資源」である。

発災するタイミングは平日の勤務時間だけではなく、年間の勤務時間を考えると休日や夜間の勤務時間外に発災する可能性が高い。そうした状況で発災した場合であっても、職員は自宅等から速やかに参集することが求められる。

本市においては、職員は「新座市緊急時初動マニュアル」に基づき、あらかじめ指定された場所に参集し、応急対策活動（避難場所の運営、医療救護、ライフラインの復旧、災害対策本部の運営、情報システムの復旧等）を緊急かつ優先的に行う緊急初動体制をとることとしている。

また、発災初期の緊急初動体制時の職員の参集予測は、「内閣府本府業務継続計画」及び「埼玉県業務継続計画」における参集可能職員の条件設定を参照し、(2)参集する職員の条件設定を基に計算する。

#### (2) 参集する職員の条件設定

以下のとおり設定し、まとめたものを次頁に記載する。

ア 職員全体のうち1割は、職員自ら及び家族の死傷により参集が不可能なものと想定する。

イ 残りの職員（9割）には、以下の条件を付す。

○ 2 km圏内に居住する職員

徒歩により参集するものとし、参集速度を障害物による迂回、休憩の時間等に鑑み、2 km/hとする。3割の職員は救出・救助活動に従事。

○ 6 km圏内に居住する職員

徒歩により参集するものとし、参集速度を障害物による迂回、休憩の時間等に鑑み、2 km/hとする。3割の職員は救出・救助活動に従事。

○ 20 km圏内に居住する職員

徒歩により参集する場合、参集速度を障害物による迂回、休憩の時間等に鑑み、2 km/hとする。なお、徒歩参集できない職員は、鉄道・バス・自転車を利用するものとし、最寄りの駅から参集するものとする。3割の職員は救出・救助活動に従事。

- 20 km圏外に居住する職員  
主に鉄道・バス等の公共交通機関により参集するものとする。

表 参集可能職員の考え方（職員全体の1割は参集不可と想定）

地震発生から 1時間後の参集  208人	2 km圏内の職員の約7割が参集可能 【参考】 毎時2 kmの歩行速度で参集すると考え、2 km圏内の職員が参集可能。また、職員の3割が救出・救助活動に従事。
地震発生から 3時間後の参集  404人	6 km圏内の職員の約7割が参集可能 【参考】 毎時2 kmの歩行速度で参集すると考え、6 km圏内の職員が参集可能。また、職員の3割が救出・救助活動に従事。
地震発生から 当日中の参集  531人	20 km圏内の職員の約7割が参集可能 【参考】 中央防災会議では20 kmを越えると帰宅困難になるとの想定があることから、20 km圏内の職員が参集可能。また、職員の3割が救出・救助活動に従事。
地震発生から 3日目の参集  764人	20 km圏内の全職員が参集可能 【参考】 市内居住の職員が多いこと等、地域の実情を考慮し、20 km圏内の職員が参集可能。
地震発生から 1か月後の参集  830人	全職員が参集可能 【参考】 公共交通機関が徐々に回復し、20 kmを越える職員も参集可能。

ア 緊急初動体制時の参集人数予測結果 資料編参照

イ 非常体制時の参集人数予測結果 資料編参照

※ 実際は、被災程度によって業務開始時間や必要人員が左右されるため、各種人数を確約するものではなく、また、業務開始目標時間より早期に業務を実施することを妨げるものではない。

### (3) 対策

#### ア 職員の安否確認体制の確立

必要な人員の確保と適切な配置を行うためには、職員の安否確認を速やかに実施する必要がある。

職員の参集は、「新座市地域防災計画」や「新座市緊急時初動マニュアル」に基づき、原則、自主的な判断に基づき行われる。また、職員の安否状況や参集の可否等に関する連絡手段については、電話や一斉情報収集・伝達システム（スピーキャンライデン）、SNS（LINE等）によるものとしているが、発災初期には、電話の輻輳や通信障害等により連絡不能となるおそれがある。

そこで、各所属において、職員の連絡手段として、災害伝言ダイヤル（「新座市災害時活動マニュアル」【共通編】参照）、災害用伝言板等を活用した連絡体制について、あらかじめ確認するものとする。

なお、携帯電話によるメールも大幅に遅配する可能性があることに留意する。

また、職員の家族等の安否確認が迅速・確実に行われることも必要であるため、各職員は家族内においても、上記の災害伝言ダイヤル等による安否確認方法について、あらかじめ確認するものとする。

#### イ 各所属における災害発生時のシミュレーション

各所属長は、実際に災害が起きた場合、全ての職員が登庁できないことを念頭に、非常時優先業務をどのようにこなしていくか、平常時から想定しておくこととする。

## 2 庁舎及び執務環境

### (1) 災害対策本部

「新座市災害時活動マニュアル」において、災害対策本部本部員会議は本庁舎3階会議室（301・302会議室）に設置することが明記されている。

万が一、本庁舎が激しく損傷した場合、同敷地内にある第二庁舎へ影響が及ぶことも想定し、第二庁舎への設置が難しい場合には、新座消防署への設置を検討する。

《災害対策本部設置 候補施設》

施設名	建築年 (耐震済の場合 ○)	災害危険度			非常用 電源	通信機器	優先 順位	代替 施設
		液状化	洪水	土砂 災害				
本庁舎	H 2 9 ○	なし	なし	なし	72h	・防災行政無線（同報系） ・IP無線 ・非常時優先電話 ・非常時優先携帯電話 ・衛星電話	1	
第二庁舎	H 9 ○	なし	なし	なし	2h		2	○
新座消防署	H 5 ○	なし	なし	なし	43h	—	3	○

(2) その他の執務環境

原則、通常業務を行う執務スペースを想定するが、公共施設の中から使用できるスペースについて検討する。

施設名	建築年	耐震	災害危険度			非常用 電源	通信機器
			液状化	洪水	土砂災害		
保健センター	R 5	○	なし	なし	なし	—	—
第四庁舎	H 1 4	○	なし	なし	なし	—	—

3 電力

「第3章 被害想定」によると、庁舎においても1週間の停電が想定され、状況によってはその後も計画停電等が想定される。

本庁舎では非常用発電設備が確保されており、72時間分の対応が可能である。

一般に、「発災後72時間」を過ぎると要救助者の生存率が大きく下がるといわれており、この時間帯に自治体の機能が低下することは望ましくない。

管財契約課長は、非常用発電設備の管理、燃料の備蓄等に努める。

実際に燃料が枯渇した場合、「新座市災害時活動マニュアル」に記載のとおり、管財班は電気事業者に対し優先的な復旧を要請するとともに、燃料調達に



係る災害時協力に関する協定事業者（「新座市地域防災計画」【資料編】参照）や市内契約業者等から調達に努めることとする。

#### 4 通信

第3章の被害想定によると、市庁舎の固定電話においても短期間の使用不能状況が発生し、又はその間、輻輳状態が想定される。

各施設管理者及び危機管理室長は、災害時優先電話回線の確認を行っておくものとする。災害時優先電話は発信のみ優先扱いとなるもので、公表すると着信が殺到し、効果を発揮できないため、番号については外部非公表とする。

災害時における通信手段の確保がされていない施設等について、危機管理室長は、戸別受信機等の設置を検討・推進することとする。また、危機管理室長は、埼玉県防災行政無線（地上系・衛星系）等を管理することの他、IP無線などの双方向通信を拡充するとともに、操作方法について、避難所運営班等の使用を想定したマニュアルの作成・管理を行う。

#### 5 情報システム

本市では、情報システムに特化した災害への備えとして、「新座市ICT部門業務継続計画（平成25年3月）」（以下「ICT計画」という。）を策定しており、この計画に基づき、応急対策業務等を行うこととしている。

ICT計画は、業務継続計画の実効性を担保する一つの計画と位置付け、情報システムに係るすべての対応を定めるものとする。

情報システム課長は、ICT計画の整備・周知等に努める。

各システム管理課長は、サーバー等機器の復旧手順や重要データのバックアップ等について、ICT計画に基づき、継続的な改善に努めることとする。

#### 6 食糧、水、トイレ

災害時には、避難する市民のみならず、応急対策業務に従事する市職員、応援自治体職員、各種災害ボランティア等の備蓄物資が必要となる。

危機管理室長は、各施設管理者等と保管場所等を協議し、必要な備蓄物資の確保に努める。

また、水道業務課長は、平常時から応急給水に必要な資機材の確保に努める。

##### (1) 食糧

「新座市地域防災計画」における備蓄目標104,500食は平成27年度に達成され、その後、購入と廃棄を繰り返しながら維持していくものであ

る。この104,500食には、災害救助従事者2,000人の3日間（9食）分が含まれており、必要に応じて、本庁舎及び防災拠点校の倉庫から避難場所等に輸送を行う。

また、物流の混乱が長期化することも想定されるため、不足する場合、迅速に県等に支援を要請する必要がある。

## (2) 水

第3章の被害想定によると、庁舎において1週間の上水道停止が想定される。ただし、受水槽・高架水槽の水は飲用として使用できるため、ただちに飲料水が不足する事態とはならない。

	受水槽	高架水槽
本庁舎	7,000L 地下、蛇口なし	2,000L
第二庁舎	7,000L 屋外、蛇口あり	なし (受水槽直結)

飲料水が不足する場合、給水班が行う浄水場等からの応急給水の際、給水需要の把握において、あらかじめ市職員等の需要を見込むこととする。

なお、本市の給水目標は、災害発生時から3日間においては、1日1人約3リットルであり、生命維持に最小必要な水量としている。

災害時には、災害対策本部本部員会議にて、庁内の水道等の使用制限を検討する。

## (3) トイレ

上水道が断水した状態でも、下水道が正常であれば高架水槽の水を水洗トイレに使用できる。

一方、高架水槽の水を飲用とするためには、焼却処分する薬剤処理トイレの備蓄を進めるとともに、貯留式の仮設トイレの配備を県等に要請しなければならない。

なお、本庁舎及び第二庁舎は、雨水貯留槽の水をトイレに使用しており、本庁舎においては雨水貯留槽のほかに非常用排水槽を設置している。

# 新座市大規模災害業務継続計画

令和6年3月発行

編集発行 新座市  
事務局 新座市危機管理室  
埼玉県新座市野火止一丁目1番1号  
電話 048-477-2502（直通）